

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社三井E&Sホールディングス	コード	7003
提出日	2022/5/24	異動(予定)日	2022/6/28
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	田中 稔一	社外取締役	○												△			訂正・変更	有
2	芳賀 義雄	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
3	永田 晴之	社外取締役	○												△			新任	有
4	田中 浩一	社外監査役	○												△			訂正・変更	有
5	上野 誠一	社外監査役	○												△			訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	田中稔一氏は2014年6月まで、三井化学(株)の業務執行者であった。三井化学(株)と当社グループとの間には、機械類の販売等に関する取引関係が存在しているが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上はなく、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結売上高に占める割合は0.1%未満である。	長年、大手総合化学会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有している。そこで、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくことを期待するため、社外取締役に選任している。 三井化学(株)と当社との取引の性質及び規模や、田中稔一氏が同社の業務執行者を2014年6月に退任していることに照らし、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外役員の独立性基準」(以下、「独立性基準等」)における独立性に問題はないと判断している。 以上の理由により、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員に指定している。
2		長年、大手製紙会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有している。そこで、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくことを期待するため、社外取締役に選任している。また、芳賀義雄氏は独立性基準等を満たしている。 以上の理由により、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員に指定している。
3	永田晴之氏は、2021年4月まで、(株)三井住友銀行及びその親会社である(株)三井住友フィナンシャルグループの業務執行者であった。当社は、(株)三井住友銀行との間には、2022年3月31日現在493億80百万円の借入れがあり、同行は当社の株式の一部を保有している。しかしながら、当社の借入依存度及び同行による当社株式保有比率は他社と比して突出していない。 なお、当社は、(株)SMBCキャピタルパートナーズ(株)三井住友銀行の100%子会社)を業務執行組合員とするファンドであるSMBCCP投資事業有限責任組合1号との間で、投資契約を締結しており、2022年6月28日開催予定の第119回定時株主総会で必要な承認が得られることを条件に、同ファンドを割当先として、第三者割当の方法によりA種優先株式を発行する予定である。また、当社は、2022年3月31日の取締役会決議に基づき、SMBC日興証券(株)(株)三井住友フィナンシャルグループの100%子会社)を割当先として、第三者割当の方法により第1回行使価額修正条項付新株予約権を発行するとともに、当該新株予約権の行使に関し、同社とファシリティ契約(行使停止指定条項付、ターゲット・プライス条項付)を締結している。 また、同氏は現在、室町殖産(株)及び室町建物(株)の業務執行者である。両社と当社グループの間には取引関係はない。当社は室町殖産(株)の株式を保有しているが、その比率は発行済株式総数の5%である。	長年、大手金融機関グループにおいて財務、リスク管理、内部監査等の業務に携わるとともに、経営者としての豊富な知識と実績を有している。そこで、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくことを期待するため、社外取締役に選任している。 当社の(株)三井住友銀行への借入依存度及び同行による当社株式保有比率は他社と比して突出していないこと、永田晴之氏が同行及びその親会社である(株)三井住友フィナンシャルグループの業務執行者を2021年4月に退任していること、同氏が現在業務執行者を務める室町殖産(株)及び室町建物と当社グループとの間に取引関係はなく、当社による室町殖産(株)株式の保有比率は5%にとどまっていることに照らし、「独立性基準等」における独立性に問題はないと判断している。 以上の理由により、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員に指定している。
4	田中浩一氏は、2015年6月まで、三井物産(株)の業務執行者であった。三井物産(株)と当社グループの間には、ファイナンス組成協力業務費用の支払い等に関する取引関係が存在しているが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結収益に占める割合は0.1%未満であり、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結売上高に占める割合は0.1%未満である。同社は当社の株式の一部を保有しているが、同社による当社株式保有比率は他社と比して突出していない。	主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識を活かし、また、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、客観的な見地に基づき適切な監査をしていただくため、社外監査役に選任している。 三井物産(株)と当社との取引の性質及び規模や、同社による当社株式保有比率も他社と比して突出していないこと、田中浩一氏が同社の業務執行者を2015年6月に退任していることに照らし、「独立性基準等」における独立性に問題はないと判断している。 以上の理由により、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であると判断し、独立役員に指定している。

5	<p>上野誠一氏は2013年4月まで、(株)三井住友銀行の業務執行者であった。同行と当社との関係は、永田晴之氏の「該当状況についての説明」欄に記載のとおりである。</p> <p>また、同氏は2020年6月まで、三井住友カード(株)の業務執行者であった。同社と当社グループの間には、カード利用料の支払い等に関する取引関係が存在しているが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の営業収益に占める割合は0.1%未満であり、また、直近の事業年度において当社グループの同社に対する売上はない。</p>	<p>金融機関の経営者としての経験に基づく経済動向や経営全般に関する豊富な見識を活かし、客観的な見地から適切な監査をしていただくため、社外監査役に選任している。</p> <p>当社の(株)三井住友銀行への借入依存度及び同行による当社株式保有比率は他社と比して突出していないこと、上野誠一氏が同行の業務執行者を2013年4月に退任していること、三井住友カード(株)と当社との取引の性質及び規模や、同氏が同社の業務執行者を2020年6月に退任していることに照らし、「独立性基準等」における独立性に問題はないと判断している。</p> <p>以上の理由により、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であると判断し、独立役員に指定している。</p>
---	--	---

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。